

上富良野町小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱

(平成 20 年 3 月 18 日決定)

(平成 20 年 7 月 1 日改正)

(平成 22 年 4 月 1 日改正)

(平成 24 年 4 月 1 日改正)

(平成 25 年 3 月 15 日改正)

(目的)

第 1 条 この事業は、平成 17 年 2 月 21 日雇児発第 0221001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「新たな小児慢性特定疾患対策の確立について」に基づく事業（以下「小児慢性特定疾患治療研究事業」という。）の対象となっている者（以下「小児慢性特定疾患児」という。）に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的とする。

(用具の種類及び給付の対象者)

第 2 条 給付の対象となる用具は、別表 1 の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は、同表の「対象者」欄に掲げる小児慢性特定疾患児（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）による施策（小児慢性特定疾患治療研究事業を除く。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）による施策の対象とはならない者に限る。）とする。

2 既に給付を受けている用具と同一の用具の再交付に係る申請については、前回の給付日より別表 1 「耐用年数」欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として給付対象外とする。ただし、災害等本人の責任によらない事情により亡失、毀損した場合は、この限りではない。

(給付の申請)

第 3 条 用具の給付を受けようとする対象者又はこの者を扶養する者は、日常生活用具給付申請書（別記様式第 1 号）に該当用具の見積書、小児慢性特定疾患医療受給券の写しを添付して町長に提出しなければならない。

(給付の決定)

第 4 条 町長は申請者から申請書を受理したときは、申請内容を審査し、用具の給付を行なうか否かを決定し、日常生活用具給付決定通知書（別記様式第 3 号）又は日常生活用具給付却下通知書（別記様式第 5 号）を申請者に交付する。

2 前項による用具の給付を決定した場合は、日常生活用具給付券（別記様式第 4 号）を交付する。

(給付用具の基準額)

第 5 条 この事業に要する給付用具の費用基準額は、北海道が当該年度に定める「小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業費補助金交付要綱」による「補助基準額」の額とする。

(利用者の負担)

第 6 条 用具の給付を受けた者の扶養義務者にあつては、別表 2 の基準により用具の費用の一部又は全部を負担するものとする。ただし、用具の購入に要する費用が前条の

規定による費用基準額を超える場合は、その基準額を超えた額については、全額利用者の負担とする。

(費用の請求)

第7条 給付の決定により日常生活用具給付券を受けた者は、用具の購入をする業者にこの給付券を提出し、利用者負担を当該業者に直接支払わなければならない。

2 用具を納入する業者が町に請求できる費用は、用具の給付を受けた者又は扶養する者が直接業者に支払った利用者負担を控除した額とする。この場合、給付を受けた者が提出した給付券を添付するものとする。

(遵守事項)

第8条 用具の給付を受けた者、又はこれを扶養する者は、当該用具を給付の目的に反して使用してはならない。なお、目的に反したときは、当該給付に要した費用の一部、又は全部を返還させることができるものとする。

(給付台帳の整備)

第9条 町長は、用具の給付状況を明確にするため日常生活用具給付台帳（別記様式第6号）を整備するものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）小児慢性特定疾患児日常生活用具一覧表

種目	対象者	性能	耐用年数
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾患児が容易に使用し得るもの。	8年
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	6年
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8年
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾患児又は介護者が容易に使用	5年

		し得るもの。	
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾患児の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	5年
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの。	8年
車いす	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾患児の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。(歩行機能を電動車いすによらなければ代行できない者については、電動車いすも含む。)	5年
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ、歩行器等であって、小児慢性特定疾患児の身体機能を十分踏まえ必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。	8年
電気式たん吸引機	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾患児又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	3年
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。	1年
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。	—
ネブライザー(呼吸器)	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの。	5年
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの。	5年

別表2 (第6条関係) 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業徴収基準額

世帯の階層区分			徴収基準月額	加算基準月額
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）		0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		1,100円	110円
C	A階層及びD階層を除き、当該年度分の町民税課税世帯であって、その町民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	町民税の均等割のみ課税世帯 C1	2,250円	230円
		町民税所得割課税世帯 C2	2,900円	290円
D	A階層及びB階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	年額2,400円以下 D1	3,450円	350円
		2,401～4,800円 D2	3,800円	380円
		4,801～8,400円 D3	4,250円	430円
		8,401～12,000円 D4	4,700円	470円
		12,001～16,200円 D5	5,500円	550円
		16,201～21,000円 D6	6,250円	630円
		21,001～46,200円 D7	8,100円	810円
		46,201～60,000円 D8	9,350円	940円
		60,001～78,000円 D9	11,550円	1,160円
		78,001～100,500円 D10	13,750円	1,380円
		100,501～190,000円 D11	17,850円	1,790円
		190,001～299,500円 D12	22,000円	2,200円
		299,501～831,900円 D13	26,150円	2,620円
		831,901～1,467,000円 D14	40,350円	4,040円
		1,467,001～1,632,000円 D15	42,500円	4,250円
		1,632,001～2,302,900円 D16	51,450円	5,150円
		2,302,901～3,117,000円 D17	61,250円	6,130円
		3,117,001～4,173,000円 D18	71,900円	7,190円
		4,173,001円以上 D19	全額負担	左の徴収基準額の10%。ただし、その額が8,560円に満たない場合は、8,560

					円
--	--	--	--	--	---

備考

- 1 A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時に別表2の徴収基準額表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額のうち最も多額な児童以外の児童については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとし、加算基準月額に10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- 2 世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その所得税等の課税の有無により行なうものとする。
 認定の基礎となる「所得税等」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額（ただし、所得税を計算する場合には、所得税法第78条第1項、第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。）、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項、租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条の規定は適用しない。）、地方税法により賦課される町民税（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8及び同法附則第5条第3項及び5条の4第6項の規定は適用しない。）、生活保護法による保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）をいう。生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、町民税については、当該年度の町民税の課税又は免除（地方税法第323条による免除。以下同じ。）の有無をもって認定の基準とする。ただし、前年分の所得税又は当該年度の町民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の町民税によることとする。
- 3 D階層において、扶養義務者の所得税額によってD1階層からD19階層までに細分化するものとするが、所得税が課税されている扶養義務者が児童の属する世帯に2人以上いるときは、それぞれの所得税額を合算した額をもって、その世帯の所得税額とする。
- 4 別表2の徴収基準額表の適用時期については、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。